

第 1 9 1 回藤沢市都市計画審議会

日 時 2 0 2 5 年（令和 7 年） 5 月 2 8 日（水）

午前 9 時 5 8 分 開会

場 所 本庁舎 5 階 5－1 会議室

1 開 会

2 成立宣言

3 議事録署名人の指名

4 議 事

議第 1 号 藤沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
（神奈川県決定）（諮問）

議第 2 号 藤沢都市計画区域区分の変更について（神奈川県決定）（諮問）

議第 3 号 藤沢都市計画都市再開発の方針の変更について（神奈川県決定）（諮問）

議第 4 号 藤沢都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について
（神奈川県決定）（諮問）

報告事項 1 藤沢市都市マスタープランの改定について

5 そ の 他

6 閉 会

事務局 それでは、定刻より少し早いですが、委員の皆様がお揃いになられましたので、これより第191回藤沢市都市計画審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、藤沢市都市計画審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

まず初めに、開会に当たりまして、計画建築部長の三上よりご挨拶申し上げます。

三上部長 皆さん、こんにちは。本日はご多用のところ、第191回の都市計画審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の議事については、ちょうど1年前、第188回都市計画審議会において報告いたしました、神奈川県の実施する第8回線引き見直しに伴う都市計画変更の付議案件が4件ございます。今回は神奈川県の都市計画案に対する意見照会が本市にあったことから、審議会に諮問するものでございます。

また、報告案件といたしましては、都市マスタープランの改定についてでございます。昨年11月に開催した前回の第190回都市計画審議会において報告したものでございまして、その後の取組状況を中心にご説明をさせていただきます。まちづくり方針など、まだまだ理念的な部分が多いという内容ではございますが、都市づくりにおいては非常に重要な部分であると考えております。

委員の皆様には各案件ともに多角的、多方面からのご発言をお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、これより審議会に移らせていただきます。まず初めに、藤沢市議会議員選出の審議会委員に変更がありましたので、ご参画いただく委員のご紹介をさせていただきます。総務常任委員会委員長の松長由美絵委員です。お一言、よろしくお願いいたします。

松長委員 皆さん、おはようございます。今年度、総務常任委員会委員長を仰せつかりました、松長由美絵と申します。こちらの都市計画審議会、都市計画につきましては、各地域や市内団体の方々などから、いろいろなご要望や、大変大きなご期待もいただいているところでございます。皆様方のご見識をいただきながら、私どももしっかり市政に生きるよう、関連に議論していければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、建設経済常任委員会委員長の塚本昌紀委員です。お一言、よろしくお願いいたします。

高見沢会長
事務局
高見沢会長

本日、傍聴の方は1名の方がございます。

傍聴される方に申し上げます。傍聴される方はルールを守り、傍聴されるようお願いいたします。

[illegible]

では、お二方をお願いしたいと思います。

$$\frac{1}{2}, \frac{1}{3}, \frac{1}{4}, \frac{1}{5}, \frac{1}{6}, \frac{1}{7}, \frac{1}{8}, \frac{1}{9}, \frac{1}{10}, \frac{1}{11}, \frac{1}{12}, \frac{1}{13}, \frac{1}{14}, \frac{1}{15}, \frac{1}{16}, \frac{1}{17}, \frac{1}{18}, \frac{1}{19}, \frac{1}{20}, \frac{1}{21}, \frac{1}{22}, \frac{1}{23}, \frac{1}{24}, \frac{1}{25}, \frac{1}{26}, \frac{1}{27}, \frac{1}{28}, \frac{1}{29}, \frac{1}{30}, \frac{1}{31}, \frac{1}{32}, \frac{1}{33}, \frac{1}{34}, \frac{1}{35}, \frac{1}{36}, \frac{1}{37}, \frac{1}{38}, \frac{1}{39}, \frac{1}{40}, \frac{1}{41}, \frac{1}{42}, \frac{1}{43}, \frac{1}{44}, \frac{1}{45}, \frac{1}{46}, \frac{1}{47}, \frac{1}{48}, \frac{1}{49}, \frac{1}{50}, \frac{1}{51}, \frac{1}{52}, \frac{1}{53}, \frac{1}{54}, \frac{1}{55}, \frac{1}{56}, \frac{1}{57}, \frac{1}{58}, \frac{1}{59}, \frac{1}{60}, \frac{1}{61}, \frac{1}{62}, \frac{1}{63}, \frac{1}{64}, \frac{1}{65}, \frac{1}{66}, \frac{1}{67}, \frac{1}{68}, \frac{1}{69}, \frac{1}{70}, \frac{1}{71}, \frac{1}{72}, \frac{1}{73}, \frac{1}{74}, \frac{1}{75}, \frac{1}{76}, \frac{1}{77}, \frac{1}{78}, \frac{1}{79}, \frac{1}{80}, \frac{1}{81}, \frac{1}{82}, \frac{1}{83}, \frac{1}{84}, \frac{1}{85}, \frac{1}{86}, \frac{1}{87}, \frac{1}{88}, \frac{1}{89}, \frac{1}{90}, \frac{1}{91}, \frac{1}{92}, \frac{1}{93}, \frac{1}{94}, \frac{1}{95}, \frac{1}{96}, \frac{1}{97}, \frac{1}{98}, \frac{1}{99}, \frac{1}{100}$$

本日の審議会につきましては、付議案件４件、報告事項１件ということでございます。よろしくお願いいたします。

事務局 それでは、議第1号から議第4号を一括して説明いたします。

まず、議案書につきましては、法定図書となり、お手元の議第1号から議第4号まで見出しをつけたものとなっております。

資料１－１につきましては、本日説明する内容を印刷したものとなっております。説明については、スクリーンにて行わせていただきますので、議案書については適宜ご参照ください。また、資料１－２につきましては、公聴会での公述意見の要旨と神奈川県の考え方となります。

それでは、スクリーンをご覧ください。本日はこちらの目次に沿って説明させていただきます。

初めに、これまでの経過について説明させていただきます。

3

本件は、昨年、第188回の本審議会において報告させていただいた案件となります。報告後、本市から都市計画の案の内容となるべき事項の申出を行い、神奈川県が都市計画素案を決定いたしました。その後、神奈川県が都市計画素案の縦覧、公聴会を開催した後、都市計画案を作成し、本市に意見照会があったことから、本日の諮問に至っております。なお、第188回の本審議会で報告した内容から、都市計画案の内容に変更はございません。

また、公聴会での公述意見と神奈川県の考え方につきましては、資料1-2にあるとおり、湘南ライフタウンにおける藤沢市と茅ヶ崎市の市境についてのご意見をいただいております。本意見につきましては、地方自治法に基づき、市境変更が行われた際に、都市計画区域や区域区分を変更するものとして、神奈川県の考え方が示されております。

次に、こちらは、昨年、第188回の本審議会において、報告時にいただいた主な意見となります。

「公園・緑地などについて、藤沢市はストック活用の時代に入っている。また、公園に求められている機能というものは非常に多面的になってきており、これからの長期を見据えた公園・緑地計画において、質として、やるべきことはたくさんあると思う」とのご意見をいただきました。本市といたしましても、いただいたご意見のとおり、防災・減災、地域振興、環境など多面的な機能を有する市内の緑地等を適切に整備、保全することを本方針に記載させていただいております。

また、「計画的な再開発が必要な市街地である辻堂地区に関して、駅前南側の長期的な土地利用のあり方を定めることが必要ではないか」というご意見もいただきました。本市といたしましては、辻堂駅北口整備と一体として策定した「辻堂駅南口再整備計画」に基づき、駅南口商業地の回遊性の確保など、湘南C-Xのゲートとして、魅力ある駅前の顔づくりを進めてまいりたいと考えております。

それでは、議第1号、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について説明いたします。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針とは、都市計画区域全域を対象として、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けて、都市計画の基本的な方針を定めるものでございます。

この都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、いわゆる都市計画区域マスタープランとして広域的な見地から県が定めるものであり、市町村の都市計画に関する基本的な方針である藤沢市都市マスタープラ

ンはこの方針に即して定めることとされております。一方、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、藤沢市が定める住民に最も身近な都市計画の方針である藤沢市都市マスタープランの内容を反映するよう努めていることから、これによって相互性を確保しております。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、第1章、神奈川の都市計画の方針と第2章、藤沢都市計画区域の都市計画の方針の2つの章で構成されております。

次に、各章の項目ごとの変更内容を説明させていただきます。なお、主な変更点等をスクリーンで説明させていただき、詳細につきましては、各スライドにおいて議案書の新旧対照表のページを記載しておりますので、適宜、議案書をご参照いただければと思います。

まず、第1章、神奈川の都市計画の方針の1、県全域における基本方針では、将来の県土・都市像を定めており、主に令和2年度に改定された神奈川県のかながわ都市マスタープランに合わせた内容の変更がされております。

この中で、藤沢駅周辺が県全体の広域的な機能、都市圏全体の自立を牽引する高度な都市機能の集積を図る拠点として広域拠点に位置づけられております。また、相模原市のJR橋本駅南側に設置が予定されている中央新幹線、いわゆるリニア中央新幹線の（仮称）神奈川県駅を核として北のゲート、寒川町の倉見地区に誘致を目指している東海道新幹線新駅を核として南のゲートがそれぞれ位置づけられております。これらの実現に合わせ、いずみ野線の倉見地区までの延伸を目指し、広域的な検討を進めているところでございます。

続いて、2、湘南都市圏域における基本方針では、湘南都市圏域における都市づくりの目標や方向性等を定めており、県全域における基本方針と同様に、主に令和2年度に改定された神奈川県のかながわ都市マスタープランに合わせた内容の変更がされております。

なお、湘南都市圏域は、藤沢市、平塚市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町の5市3町で構成されております。前のスライドでご説明したとおり、藤沢駅周辺が平塚駅周辺、秦野駅周辺とともに広域拠点に位置づけられており、辻堂駅周辺、湘南台駅周辺、村岡・深沢地区が地域の拠点に位置づけられております。また、圏域内に位置づけのある東海道新幹線新駅を核とした南のゲートでは、相模川を挟む形で、寒川町の倉見地区と平塚市の大神地区を一体としたツインシティの計画が進捗しております。

次に、第2章、藤沢都市計画区域の都市計画の方針の1、都市計画区

域における都市計画の目標では、藤沢都市計画区域の都市づくりの目標や市内の地域ごとの市街地像を定めております。主な変更点として、地域ごとの市街地像において、将来的に市街化区域への編入を予定する区域として新市街地ゾーンを設定しております。この新市街地ゾーンについては、後のスライドで詳細を説明いたします新産業の森西部地区を設定するものでございます。

続いて、2、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針では、藤沢都市計画区域において、市街化区域と市街化調整区域の区分を示す区域区分の有無や方針を定めております。主な変更点として、区域区分の方針における人口の推計について、神奈川県が行った人口推計に合わせ、目標年次の数値に変更をしております。

次に、同じく区域区分の方針における産業の規模については、神奈川県において市街化区域への編入枠の算定に使用している工業出荷額及び流通業務用地面積について、神奈川県が行った推計等を基に目標年次の数値に変更しております。

次に、3、主要な都市計画の決定の方針のうち、(1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針では、土地の用途や建築物の密度など、土地利用に係る方針を定めております。主な変更内容として、市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針の中に、災害に関する追記を行っております。これは、前回線引き見直しからの間に策定した藤沢市立地適正化計画の考え方や、計画的な整備の予定がない等の市街化区域を市街化調整区域に編入する逆線引きの観点について追記を行っているものでございます。

続いて、(2)都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針では、道路や下水道などの都市施設に関する方針を定めております。主な変更点として、都市におけるネットワークとして設定している路線のうち、道路の整備目標について時点による変更を行っております。道路については、今後、おおむね10年以内の整備・供用や都市計画の決定・変更を予定している路線を表に記載しており、前回の線引き見直しから、主要幹線道路として3・4・1国道1号線を追記しております。また、前回の線引き見直しでは、自動車専用道路、主要幹線道路までの記載でしたが、県内の他の都市計画区域と記載する施設の種類を統一するため、幹線道路を追記しております。

こちらは、先ほどの表に記載しているおおむね10年以内の整備・供用や都市計画の決定・変更を予定している路線の位置を示した図でございます。今回新たに追記した路線については、赤字で名称を記載してお

ります。

次に、(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針では、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの市街地開発事業に関する方針を定めております。主な変更点として、市街地整備の目標について時点による変更を行っております。今後、おおむね10年以内に実施する予定としている主な事業を表に記載しており、市街地再開発事業として令和5年度に都市計画決定した藤沢駅南口391地区を追記しております。加えて、土地区画整理事業として令和3年度に都市計画決定した村岡・深沢地区及び令和5年度に都市計画決定をした健康と文化の森地区、令和5年度に市街化区域に編入し、同時に土地区画整理組合が設立された新産業の森第二地区を追記しております。

こちらは、先ほどの表に記載しているおおむね10年以内に実施する予定としている主要な事業の位置を示した図でございます。今回新たに追記した事業については、赤字で名称を記載しております。

続いて、(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針では、緑地や公園、農地といった自然的環境の整備、保全に関する方針を定めております。主な変更点として、主要な緑地の確保目標について時点による変更を行っております。今後、おおむね10年以内の整備・共用や都市計画の決定・変更を予定している特別緑地保全地区及び公園緑地を表にして記載しており、前回の線引き見直しから、公園としては、施設整備を予定している5・4・1長久保公園を追記しております。加えて、緑地として、平成29年度に策定した藤沢市都市公園・緑地見直し方針において変更候補となっている1号伊勢山緑地及び3号境川緑地を追記しております。

こちらは、先ほどの表に記載しているおおむね10年以内の整備・共用や都市計画の決定・変更を予定している特別緑地保全地区及び公園緑地の位置を示した図でございます。今回新たに追記した公園緑地については、赤字で名称を記載しております。

次に、4、都市防災に関する都市計画の決定の方針では、都市における防災施策などに関する方針を定めております。主な変更点として、近年、気候変動などの影響により激甚化、頻発化する災害への備えの観点から、基本方針に災害復興に向けた事前取組に関する追記を行っております。また、都市防災のための施策の概要に、前回の線引き見直しでは記載のなかった土砂災害対策に関する追記を行っております。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についての説明は以上でございます。

続きまして、議第２号、区域区分の変更について説明いたします。

区域区分とは、市街化区域と市街化調整区域との区分を指しており、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために必要があるときは、都市計画にこの区域区分を定めることができるとされております。

今回の第８回線引き見直しにおける区域区分の主な変更点として、区域内に収容できる人口の枠組みである人口フレームについて、議第１号で説明いたしました都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針に基づき、目標年次の数値に変更をしております。

また、今回の第８回線引き見直しにおける区域区分の変更では市街化調整区域から市街化区域に編入する地区はございませんが、藤沢市都市マスタープランにおいて新産業ゾーンに位置づけられている新産業の森西部地区を将来的に市街化区域へ編入を予定する区域、新市街地ゾーンとして、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に位置づけるとともに、保留区域に設定する予定としております。

この保留区域の設定は、都市計画区域内の市街地において目標とする人口や工業用地に相当する面積の全てを市街化区域とせず、その一部を保留し、計画的な市街地整備の実施が確実にになった段階で市街化区域に編入する制度でございます。この保留区域の設定については、線引き見直し時に位置及び区域を明示して保留する特定保留区域と、おおむねの位置のみを示し区域を明示しない一般保留フレームがあり、今回は、新産業の森西部地区を一般保留フレームとして設定するものでございます。

この新産業の森西部地区が位置する新産業の森地区については、藤沢市都市マスタープランにおいて、産業交流を導く新たな産業拠点として、周辺環境と調和した効果的な施設緑化等により豊かな緑に包まれた新産業の森の形成を目指す地区として位置づけられております。これまで段階的に計画的な市街地整備を進めることで産業用地を確保してきており、市内企業の工業立地の受皿としての役割を担うとともに、市内における住工混在の解消が期待されております。また、本市の都市拠点である健康と文化の森地区と本地区を（仮称）遠藤葛原線でつなげ、ネットワーク機能を高めてまいりたいと考えております。なお、この（仮称）遠藤葛原線は、今後、都市計画決定を行う予定であり、都市計画道路藤沢厚木線との交差部から約７００メートルの区間につきましては、令和７年４月下旬に供用を開始しております。

続いて、新産業の森地区のこれまでの経過ですが、地区の全体は図の黄色の線で囲った都市計画道路藤沢厚木線の沿道から東海道新幹線の南側に広がる約110ヘクタールの区域でございます。このうち、青色の線で囲った新産業の森北部地区、約23.3ヘクタールを平成24年度、平成26年度に、緑色の線で囲った新産業の森第二地区、約8.4ヘクタールを令和5年度にそれぞれ市街化区域へ編入しており、計画的な市街地整備を進めているところでございます。今回は、先行して市街化区域へ編入したこれらの地区の西側をおおむねの位置として、新産業の森西部地区を都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に市街地ゾーンとして位置づけるとともに、一般保留フレームとして設定してまいります。

区域区分の変更についての説明は以上でございます。

続きまして、議第3号、都市再開発の方針の変更について説明いたします。

都市再開発の方針とは、既成市街地を中心とした市街地における再開発の目標や土地の高度利用に関する方針などを定めるものでございます。この方針の中では、計画的な再開発が必要な市街地として一号市街地を定め、そのうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区を二項再開発促進地区、都市環境の向上等を図る上で効果が大きいと予想される地区を要整備地区としてそれぞれ定めております。

今回の第8回線引き見直しにおける都市再開発の方針の主な変更点として、前回の線引き見直しで要整備地区としていた藤沢駅南口地区について、再開発機運の上昇等から二項再開発促進地区に変更しております。また、従来から二項再開発促進地区としている村岡地区について、新駅整備事業の具体化に伴い、地区の面積や目標等を変更しております。

こちらは、都市再開発の方針に定める一号市街地、二項再開発促進地区、要整備地区のおおむねの位置を示した図でございます。赤色の線で囲った一号市街地を9か所、青色の線で囲った二項再開発促進地区を3か所、黄色の線で囲った要整備地区を2か所、それぞれ定める予定としております。今回、変更を行う地区については、赤字で名称を記載しております。

都市再開発の方針の変更についての説明は以上でございます。

続いて、議第4号、住宅市街地の開発整備の方針の変更について説明いたします。

住宅市街地の開発整備の方針とは、実現すべき住宅市街地のあり方や住宅の建設及び更新、良好な住環境の確保に係る目標などを定めているものでございます。この方針の中では、計画的な住宅市街地の整備又は開発が必要な地区を重点地区と定め、当該地区の整備又は開発の計画の概要を示しております。

今回の第8回線引き見直しにおける住宅市街地の開発整備の方針の主な変更点として、前回の線引き見直しで重点地区として整備又は開発の計画の概要を示していた柄沢特定地区について、当該地区の土地区画整理事業が完了したことに伴い、重点地区から削除しております。

こちらは、住宅市街地の開発整備の方針に定める重点地区のおおむねの位置を示した図でございます。赤色の点線で囲った柄沢特定地区を削除することで、市内の重点地区は北部第二（三地区）の1か所を定める予定としております。

住宅市街地の開発整備の方針の変更についての説明は以上でございます。

最後に、今後のスケジュールについて説明いたします。

本日の審議会においてご審議をいただき、答申を得ましたら、神奈川県に意見の回答を行う予定でございます。その後は、神奈川県の方で神奈川県都市計画審議会にお諮りし、国との法定協議が調いましたら、令和7年中に神奈川県が都市計画変更の告示を行う予定となっております。

以上で、議第1号から第4号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高見沢会長

ありがとうございました。それでは、事務局の説明が終わりましたので、ご意見やご質問がございましたら、挙手をお願いいたします。

宮原（健）委員

14ページの一番末尾ですが、人口の推計の変更という箇所があります。そして、一番欄外に「神奈川県が推計した人口となり、本市が推計した人口とは異なります」とありますが、これに藤沢市の推計を入れると、どういう数字になるのでしょうか。要するに、県の推計との差がどれくらいあるのかをお聞きしたいです。

事務局

ご質問をいただいた本市が推計した人口との違いにつきまして、基本的には県で推計した推計人口と同じではございますが、藤沢市の場合、ご存じかもしれませんが、他から藤沢市に移転してきていただく社会増が多い傾向にございます。藤沢市では、その部分を含めて45万4千人という人口で推計し、県へ投げかけた次第でございます。しかしながら、神奈川県としては、やはり県全域の中での推計値を採用していくという

ことで、藤沢市の人口増の推計というものを全て受け入れていただくのは難しいということで、記載した44万5千人という人口に落ち着いたところでございます。

宮原（健）委員 関連でもう1点、この推計人口の差があったとしても、藤沢市の都市計画への影響は全くないという理解でよろしいでしょうか。

事務局 確かに、推計人口については結果的に9千人ほどの違いはございますが、例えば、本市が計画を進めるに当たってポイントとなる、先ほど申し上げた新市街地ゾーン等への影響があるかということ、そういった影響はないということで、この数値に落ち着いている次第でございます。特に今回、新市街地ゾーンは工業的なフレームとして考えておりますので、お話しをさせていただいた人口のところについては、繰り返しとなりますが大きく影響はないと判断しております。

宮原（健）委員 承知しました。

高見沢会長 ありがとうございます。そのほかにもございますか。

小川委員 内容的な質問ではなくて申し訳ないですが、一号市街地の中に辻堂地区という地区があります。説明資料の地図を見ると、辻堂地区とした一号市街地には、どう見ても明治地区と辻堂地区が半分ずつ程度入っていると見えます。

議案書の藤沢都市計画都市再開発の方針の変更の3ページに別表1があり、一号市街地の目標としてある「辻堂地区が本地区の都市拠点にふさわしい都市整備」や「本市西部及び北西部や近隣市へのターミナル機能」というのは分かりますし、辻堂地区を駅周辺の南北すべてとして捉えれば、とてもいいことです。しかし、この表で辻堂地区と書かれているところだけを見ると、私は市民委員で辻堂から出ているわけで、そこからすると駅の北は明治地区だと、駅のすぐ北に明治地区の市民センターもあるということで、いろいろな施策が施行されるところと地区のネーミング違って感じます。

まちづくり会議に市長がお見えになって、辻堂地区の施策を説明していただいた際も、こんなにすばらしいことができるという話でしたが、どれも駅の北側の話でした。辻堂地区の住民としては、元町地区も含めて凄く危険なところがあるという思いもあって、どうにかならないかと感じています。他のところで複数の地区が混ざって、その名称が地区の住民に受け入れられていないという場所がありますか。少し乖離しているような気がします。

事務局 ご意見をいただいた一号市街地の辻堂地区という記載については、ご指摘のとおり、辻堂地区と明治地区の両方が含まれるところになります

が、一方で、都市拠点の辻堂駅周辺という考えがあり、その中では、市全体を俯瞰してどの場所に位置しているのかということをお伝えするために、辻堂地区という記載をさせていただいているところです。地域の方々がいろいろと違和感を持たれるのは我々も承知しているところでございますが、地区の分けをしっかりと示さなければいけないときには、きちんと辻堂地区と明治地区という名称を使いながら取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

小川委員

ありがとうございます。明治地区の人が「何で自分の地区の名前が入っていないんだ」と言うかもしれません。

それとは別に、災害のリスクに対して逆線引きをすることもある、というような記載がされたのは、とても嬉しいことだと思っています。また、土砂災害という記載も特出しされ、大変嬉しいと思っております。

ついでのことですが、区画整理がたくさん行われた村岡地区では、斜面の多くが盛土、切土でできているはずなのですが、そういった危険性がほとんど読み取れないことについて、そういう切土、盛土のところが大変危険だというようなことも、どこかで配慮されているのでしょうか。それとも、実施された区画整理がとても良くて全く問題がないとでもいうのでしょうか。昭和40年、50年くらいに行われているところなので、かなり危険かなと思いました。

事務局

ありがとうございます。ご指摘の場所は、おそらく村岡地区の村岡東あたりに位置する、鎌倉市寄りのところかと思います。区画整理におきましては、当然のことながら、宅地の安全性を確保しつつ工事を行っているところでございます。しかしながら、今ご意見いただいたのは、今後の維持管理も含めて、最初に安全だったものが経年的な影響も踏まえて安全性を維持し続けるかが重要というようなご意見として、受け止めた次第でございます。これは区画整理が行われた宅地以外の部分でも、公共施設における全般的な課題だと考えております。こういった中で、維持管理というものは適宜必要なものであり、安全確保は重要な観点だと思っております。それについて、今回の整備、開発及び保全の方針の中では、なかなか維持管理の部分まで踏み込むという趣旨の方針ではございませんので、ご満足いただけない部分もあるかと思います。先ほど区画整理のお話でまとめてしまいましたが、各宅地の安全性を引き続き確保するというのを、市の方でも注意していく必要があると思っています。実際には、建物を建てる際にそういった目線で審査をしていくということが重要かというように考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

高見沢会長
熱田委員

ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。

市民委員の熱田です。よろしくお願いします。

いくつか順番にお聞きしたいなと思っているのですが、まず、議第1号の藤沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の1ページ、県全域における基本方針というところで、「2040年代前半を展望した計画です」ということが書かれています。その中で、次の段落に行きますと、「SDGsの理念を共有し」という記載があって、私の理解が正しければSDGsは2030年までの目標だったと思いますので、2040年代前半を見据えてのプランなのであれば、SDGsがここに出てくると、ピンとこない感じがいたしました。個人の感想で、皆様は受け取り方が違うかもしれないので、意見です。この辺りをどう考えているのかなと思いました。

それと、整備、開発及び保全の方針の19ページ目、道路のことですが、いろいろと「災害に強い交通まちづくり」、「地域特性に応じた移動しやすい交通まちづくり」等が書かれています。藤沢市内の自転車専用レーンはとても不自由な形で整備されているのは、皆様ご存じのとおりだと思いますが、途中まで自転車のレーンがあって、急に無くなってしまうというようなところが結構あると思います。途中まで広いレーンを走っていた自転車が急に車道に飛び出してくることがあり、車を運転していても、少し怖いと思うことがあります。そういったことも含め、皆が怪我をしないで安全に通行できるような道路の整備ということを目指していただけるとありがたいと思いますが、そのような記載が無かったので、どこかで見ていただけないかというところです。

また、歩道と車道の高さが違って、お子さんを前と後ろに乗せた自転車の方などが通行されたら危ないと思っていて、そういった自転車の方々が通りたいくなる気持ちも分かるような狭い道路もあり、狭い道路でも交通量の多いところは結構あるので、脇を通るとき、引っかかって自分の目の前に倒れてきたら怖いとも思います。このような自転車の人にも、歩いている人にも、車の人にも優しい道づくりみたいなことをどこかに入れておいていただけたら、良かったと思います。

それと、同じく24ページ、25ページ辺りの緑地についてのところですが、緑化基準に見直しをかけていただき、工業地域や工業専用地域についてはいろいろな取り組み方を考えていただけるようになって、とても良くなったと思っていましたが、気になっていることがあり、何宅地かに分譲されるような場合、開発で緑化の規制がかかって、若い木が何本か点々と境界のところに植えられていて、それが宅地ごとの建築が

始まると、全部抜いてそのままになっているということがよく見受けられると思っております。建築のときに邪魔になるので、抜いてしまうのは仕方がないとも思いますが、開発の検査を受けるときだけ木があればいいということではなくて、最終的にその建築物が建った後でも、ある程度の緑地が確保できるような施策というのを考えていただけないかと思いました。このようなことは、開発は開発で関係ない、建築指導課は建築指導課で、建築の指導に入っていないから関係ない、ということではなく、もう少し柔軟な対応がされるとありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

あと、単純に疑問で、21ページ辺りに流域治水プロジェクトという言葉が出てきますが、今まで、この審議会の中で流域治水プロジェクトというような説明はされてこなかったと思いますので、どういうものなのかを教えていただけたら嬉しいと思います。

事務局

どうもありがとうございました。ご質問の順番と回答が合っていないかもしれませんが、お答えさせていただきたいと思います。

まず、住宅分譲における緑化についてのお話でございますけれども、まさにご指摘のとおりでございます。開発のときにはあったものが、建物の完成時にはなくなっているという事例が見受けられるのは、十分承知しているところでございます。これについて、私も都市計画の分野ではないことは、委員のお話の中でもご承知いただいているところでございますが、一方で縦割りだということで整理していい問題とは考えておりませんので、横断的な取組をする中で、本来の緑化条例の目的が達成されるような何らかの緑化の取組を進めていきたいと考えているところでございます。

また、自転車レーンのお話でございますが、この整備、開発及び保全の方針の中で書くには若干細かいところもあり、大まかな観点での方針を書かせていただいているものでございます。したがって、自転車レーンの連続性、接続性につきましては、この方針の中で整理するのではなく、別途、サイクルプランにおける取組と考えているところでございます。

流域治水につきましては、既に進んでいるプロジェクトであり、神奈川県の方で流域ごとに位置づけている計画となっております。流域の中での開発が進み、水が土壌の中に貯められなくなっているという状況の中、開発をする際にどれだけ水を貯められるようにするか、下流部ばかりに負担をかけることがないよう、流域全体で考えられているプロジェクトでございます。

SDGsにつきましては、ご指摘のとおりだとは思いますが、その理念をきちんと共有していくことを今後も続ける、という捉え方をしております。

高見沢会長

流域治水の件ですが、今回、図面を1個新設していると思います。方針附図の次の広域の図面に河川が入っていて、この中で流域治水とまでは言っていないですが、実は藤沢市も上の方からつながっているということや、広域的な観点も必要だということを意図しているかと思います。この図面について、まだそこまで出来栄は良くないとしても、こういったものを基に自然災害の話や広域的な話を考えていこうということだと思いますが、事務局としては、どのような解釈、受け止めにされていますか。

事務局

こちらにつきましては、実際、図として今回出てきたということで、これから進めていくという話になってまいりますので、市としても意図を踏まえながら、今後取り組んでいく段階と考えております。

高見沢会長

注意書きの中に、このイメージとは何かについて細かい字で書いてあり、それを読むと、すばらしい図だとは言っていないくて、今後こういうことを基にしたらどうかという試行図だというような説明がついていると思いますので、参考になさってください。

ほかにいかがでしょうか。

塚本委員

議第2号の区域区分の変更について、新産業の森西部地区を今後開発していく中で、特定保留区域と一般保留フレームという手法があり、今の段階では一般保留フレームということで明示をしているということでした。この特定保留区域と一般保留フレームの違いを調べてみると、特定保留区域というのは、開発に対する熱がとても高く、しっかり区域を明示して進めていく、スピード感を持って進めていくというイメージかと思います。また、一般保留フレームというのは、その線引きを曖昧にしている状況の中で進めていくということかと思います。議会の議事録等も見ると、この件の質疑もされており、地権者の9割ぐらいの方々がおおむね前向きというような答弁をされているので、今は一般保留フレームという明示ではありますが、この先、特定保留区域として、きちんと線引きを決めて進めていくべきなのではないかと思います。その辺りのスケジュール的なものや地権者とのやり取りの状況等について、お聞かせいただきたいと思います。

事務局

新産業の森西部地区の取組の状況でございますが、まず、令和5年6月に地元の自治会の方で説明会を計4回実施しております。その後、令和5年7月に関係地権者を対象にまちづくり説明会や土地活用の意向

調査を実施し、令和５年１０月には新産業の森西部地区まちづくり検討会というものを発足いたしまして、昨年度までに８回ほど開催をして、ゾーニングや基本構想、どのようなまちにしていきたいかというような意見交換をしている段階でございます。現段階では、まだどの区域を編入していくかといったところではなく、新産業の森西部地区を全体として捉え、どういうまちづくりがいいかという趣旨の検討会であり、この検討会の先に協議会等といったものが設置されて具体的な区域が決まった後、具体的な編入の手続きに進んでいくことになります。まだ意向を確認するという段階ではなく、まちづくりの方針を決めているという段階でございます。

今回、一般保留フレームという形をとっておりますが、この線引き見直しの目標年次というのが令和１７年、１０年後になりますので、次の線引き見直しの手前までに事業をまとめ、特定保留区域とせずに市街化編入を目指すということで、取り組んでおります。必ずそうなるというところまでは至っておりませんが、そのような動き方で進めているところでございます。

塚本委員

結構、息の長い話なのですね。その目標年次でできるかどうかはまだ分からないということのようですが、実際、当事者にしてみれば、自分が地権者として持っている土地が編入するのかもしれないかということは大変大きな問題だと思いますので、そこら辺を曖昧なまま進めていくのでは駄目だと思うので、話し合いを細かくやって、きちんと合意等を得られるような状況になれば、特定保留区域に定めていくべきではないかと思いますが、その点、どうでしょうか。

三上部長

ありがとうございます。線引きにつきましては、何回か前の見直しまでは、一般保留フレームを取って、それが固まってきたら特定保留区域にするという運用がなされておりましたが、現在は一般保留フレームのまま、協議が調って事業化に進む段階で随時、市街化区域への編入が可能という運用になってきております。逆に言えば、その次の線引き見直しを待つことなく、地元の意向等を含め、区画整理事業を前提に考えておりますが、基盤整備をするという状況が調った段階で、市街化編入の手続きへ進むということで、特定保留区域設定の手続を経ないで随時編入が可能であると捉えてございます。

高見沢会長
荒井委員

ありがとうございます。そのほかはいかがでしょうか。

市民委員の荒井です。

スライドの資料で、１２ページの湘南都市圏域のところで、藤沢駅周辺が広域拠点として県から指定されているというお話ですが、一方で、

藤沢市の都市計画の目標というところを見ていくと、地域の個性や実情に応じたコンパクトで安全性が高い都市づくりだとか、環境共生というところの地域の実情に合わせた「コンパクト＋ネットワーク」とかが書いてあり、これだけ読んでいくと、いわゆるコンパクトシティとして、行政拠点等を集約したような、効率的な都市づくり目指しているというように読み取れます。先ほど言ったように、県の方針では広域拠点になっていると、当然、藤沢市の行政区分を超えて、何かあれば行政的な対応をするようなことを考え、藤沢駅周辺での開発や都市施設等をつくっていかねばいけないということになると思いますが、それはコンパクトシティ的な文章と矛盾するのではと思ひまして、その辺りのところをお聞かせいただければと思います。

事務局

ありがとうございます。藤沢市の中で藤沢駅周辺というのは、藤沢の中心市街地、都心部という考えで、これまでまちづくりを進めてきておりますが、もともと藤沢市においても、藤沢市域だけを見て藤沢駅周辺のまちづくりをしている訳ではなく、周辺の地域も含め、その中での拠点的な役割を担っていくということで、一定の都市サービス、市外の皆様からも来ていただけるような都市サービス等をつくってきており、合同庁舎があるということも含め、そういった都市機能も立地してきています。今後、さらにそういった機能が高まっていくということは、藤沢市としても非常にありがたいことだと思っておりますし、そういった意味での都市拠点という役割は、もともと位置づけていると考えております。この藤沢駅周辺の拠点性が高まっていくということが、ひいては藤沢市全体の集約的な都市構造にもつながっていく、コンパクトシティにもつながっていくというように考えております。

荒井委員

ご説明ありがとうございます。今の説明でも、藤沢駅周辺が地域における拡散的な機能を持つていくのか、それとも、藤沢駅周辺に集約して機能の拡張を図るのか、良く分かりませんでした。

事務局

広域の視点から、この場所にどういった機能を持つてくるかということとを具体的に示せていないところもあり、ご質問の中でイメージされているところについて、きちんと整理されていない部分もございますが、基本的には藤沢駅周辺として商業地域で塗っているところが、一定の都市機能等、広域的な機能も誘導していきたい地域になっていると考えております。例えば広域から来ていただくために必要な機能というと高度医療の病院ですとか、そういったものを考えるのかどうか、また、この敷地の中で足りないものがあるのかどうかということとは必要に応じて考えなければいけないですが、基本的には交通結節点ということで、

他の地域からも訪れやすい藤沢駅周辺に様々な機能を集約化していくということで考えております。また、広がりの中でそれ以外のところを考えなければいけないときは、藤沢駅周辺だけでいいのかという点で、市全体を見据えながらきちんと取り組んでいきたいと考えておりますので、拡散していくという視点は持っておりません。

高見沢会長

ありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。

都市マスタープランの報告もありますので、そろそろよろしいでしょうか。

それでは、ご意見も出尽くしたようですので採決に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議第1号から第4号は神奈川県決定の都市計画変更案件であるため、諮問案件として審議会の意見を聞くというものです。これにつきましては、審議会からの意見は特になしという形にしたいと思いますが、ご異議のある方は挙手をお願いいたします。

(異議なし)

高見沢会長

それでは、ご異議がないようですので、審議会からは意見なしとしたと思います。ご審議ありがとうございました。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

高見沢会長

次に移ります。報告事項1「藤沢市都市マスタープランの改定について」、報告をお願いいたします。

事務局

それでは、報告事項1、都市マスタープラン改定に向けた取組状況についてご説明いたします。資料2でございますけれども、本日使用するスクリーンの内容を印刷したものでございます。

それでは、スクリーンをご覧ください。まず、藤沢市都市マスタープランの概要についてご説明をさせていただきます。

3ページをご覧ください。藤沢市都市マスタープランは、おおむね20年後の都市の姿を展望して、都市計画の基本的な内容を定めたものとなっております。本計画は2011年の改定から14年が経過しており、本市を取り巻く環境も大きく変化しつつあります。藤沢市都市交通計画や藤沢市緑の基本計画などの分野別計画を策定する際の指針としても役割を担っているところがございますので、これら分野別計画の改定経過を踏まえまして、本計画がさらに先を見据えた方針を示す時期に来ていると捉えて、改定に向けた取組を進めているところでございます。

改定に当たりましては、藤沢市都市マスタープラン策定協議会で検討するとともに、本日のような藤沢市計画審議会への報告や藤沢市都市マ

スタープラン改定庁内調整会議などによる調整を行いながら、昨年の11月の本審議会において報告しましたとおり、今年度末の改定を目指しているところでございます。

4ページをご覧ください。本計画における将来都市像は「自立するネットワーク都市」となります。この将来都市像を実現するための将来都市構造として、交流・連携の骨格となる交通体系、交流の場となる都市拠点、自然環境や地形が醸し出す自然空間体系、様々な都市活動・産業活動の舞台となる市街地の構成、市民の身近なまちづくりの単位としての地区の構成と地区拠点の5つの要素から構成される将来都市構造を本計画に位置づけております。また、将来都市像を実現していくための基本方針といたしまして、13地区別まちづくりなど、6つのテーマを設定し、都市づくりを進めております。併せて、地区別構想といたしまして、市内の13地区ごとに現況・課題を整理し、将来都市像とその実現のための土地利用、交通、水・緑、景観・防災・都市づくりなどの分野別の方針を記載しているところでございます。

5ページをご覧ください。現行都市マスタープランの説明の中でも述べさせていただきましたが、平成11年の計画策定の当初から現在に至るまで、集約型都市構造の構築を目指し、都市基盤の整備や都市拠点の創出、充実などを着実に進めてまいりました。人口のピークを目前に控えまして、人口構成の大きな変化や価値観の多様化などが進み、成熟社会における都市として、現計画の将来都市構造を継承しつつ、変化を見据えた調整やこれまで築いてきた基盤の維持更新を図るフェーズに入ってきていると捉えております。

こうした背景を踏まえまして、まず、都市マスタープラン改定に向けた取組状況についてご説明をさせていただきます。続いて、改定にあたってのポイントの整理、藤沢市都市マスタープランの改定案の検討と進めさせていただきます。

6ページをご覧ください。ここでは、まず、本計画の改定に当たりまして、各種協議会や市民意見などの聴取の状況についてご報告いたします。

7ページをご覧ください。1-0、各種協議会等の開催についてご説明いたします。改定に向けては、各種協議会などの設置、開催や既存会議での説明を行い、ご意見をいただいております。都市計画審議会については、開会に先立って触れたとおり、一昨年の11月に藤沢市都市マスタープランの改定についてと題しましてご説明させていただいて以降、本日の報告で4回目となるものでございます。この間、改定に必要

な検討、討議を行う藤沢市都市マスタープラン策定協議会を2回開催しております。また、藤沢市都市マスタープラン改定庁内調整会議での改定に向けた調整を2回行っており、それぞれでご意見をいただいた次第でございます。

8ページをご覧ください。1-1、考慮すべき社会潮流の整理についてご説明いたします。現況把握の一つとして、改定における背景を踏まえ、スライド下部に示すとおり、考慮すべき主な社会潮流を整理しております。近年の急速な変化を踏まえますと、都市づくりにおいては、予測しにくい未来について、長期的な視点を持ちつつ、一方で臨機応変に対応できることが必要と考えております。

9ページをご覧ください。1-2、都市づくりの課題の整理についてご説明いたします。本市の現況及び特性などを把握した上で、都市づくりの課題を都市の持続可能性を担保するための課題、人と地域を元気にするための課題、実現手段・プロセスの課題に分類し、整理いたしました。

10ページをご覧ください。1-3、市民等の意見についてご説明いたします。意見聴取は、スライドに示すとおり、市内13の地区で市民や地域団体などで構成する郷土づくり推進会議での意見交換、団体ヒアリングの実施、プレスト会議の開催、市民アンケートの実施、そのほか、各種の意見聴取といった様々な方法で行っており、今年度に関しましても、市民意見の把握と整理を継続して取り組んでいるところでございます。

11ページをご覧ください。これまでに得た市民意見を都市計画の観点から、横軸を都市全体の視点と身近な地域社会の視点、縦軸をまちの基盤をつくっていく視点とまちを使っていく視点、こういった分類に分けて、図に示したものでございます。右下側に点線で囲っている部分がございますけれども、こちらは主に都市マスタープランで担う分野と併せて、まちをつくっていく視点や身近な地域社会の視点のように、右上側にも多様な意見をいただいているというところでございます。

市民意見などは、道路整備の推進や歩行環境の充実といった現行計画で推進している基盤整備に関するものがある一方、多様な活動の充実を図るため、きめ細やかな多様なコミュニティの場が都市に求められていることを認識いたしましたものでございます。

12ページをご覧ください。ここでは、本計画の改定にあたってのポイントの整理についてご報告いたします。

13ページをご覧ください。まず、ここまでにご説明いたしました社

会潮流や課題、聴取した市民意見などを踏まえ、改定計画を検討する際のテーマ及びポイントを整理いたしました。

改定におけるテーマについては、藤沢に住み、働き、交流する等、本市に関わる様々な「ひと」が、都市空間における生活や地域社会、各種活動等を「まち」という場を通して見ることで、本市の描く藤沢の未来を共有していただくとともに、より多くの「ひと」と共創したまちづくりが進められるように取り組むという意味で、『ひと』を中心に、『まち』をみる」というふうに掲げたものでございます。

そして、改定におけるポイントといたしまして、これまで目標としてきた将来都市構造の考え方は、今後も中長期的な方針として念頭に置きつつ、次の4点を意識したものでございます。1、社会変化を見据えた街のチューニングをきめ細やかに取り組むこと、2、まちを取り巻く社会的課題や技術革新等から複合的なプラスを創出できるよう、多角的なアプローチを図ること、3、藤沢が輝くための原動力を生み出し続けるために、基盤を整え、磨き続けること、そして、4つ目としまして、多様な活動とまちを結びつけることでまちの魅力を高めること、これらを都市形成、まちづくり積極的、計画的に取り組み、持続可能な藤沢のまちづくりを進化させることを目指したいと考えているところでございます。

14ページをご覧ください。多様な活動とまちを結び付けることでまちの魅力を高めるの検討に当たりましては、先ほどご説明いたしました市民意見などの体系化を踏まえまして、図のように、都市を3層に分けて整理したものでございます。

模式的に表したものでございますけれども、一番下の層がまちの基盤を示しております。まちの基盤は、本計画などに基づき、これまで長い時間をかけて現在の都市基盤を築いてきており、この上には、行政や民間などによる多様な分野のサービス・取組が繰り広げられているところでございます。さらに、これら2層の上に、まちを舞台とする様々な活動が営まれているものと考えております。

今回、改定計画では、中層にある多様な分野のサービス・取組において、都市計画と連携することで、まちの基盤をうまく使ってもらうという視点や、上層に描いたまちを舞台とする様々な活動がまちとつながることで促進され、あるいは、まちづくりの一部として連携するなど、つながる・とりこむという視点を追加し、多様な連携を目指したいと考えております。

15ページをご覧ください。ここでは、藤沢市都市マスタープランの

改定案の検討についてご報告いたします。

16ページをご覧ください。改定にあたってのポイントを踏まえ、全体の構成においても、次のとおり反映させる構成とする予定でございます。

スライドの左側で示しているものは、先ほどご説明いたしました改定におけるポイントともなります。これらが反映されていくイメージを矢印にて示したものでございます。

まず、ビジョン編というものが一番上でございます。目指す将来の都市像のイメージをより分かりやすく表現し、共感を得られやすく、共有しやすくなるようビジョン編を創設いたします。主な記載内容は、基本構成として列記したものを想定しております。

次に、プラン編になります。都市と地区のスケールに応じてまちづくりの方針を整理するとともに、相互のつながりや関係性も表現し、身近なまちづくりが都市全体の形成にもつながることを表現するため、プラン編を創設しております。主な記載内容は、基本構成としてご覧いただいている列記したものを想定しているところでございます。

次に、プロセス編でございます。市民全体のまちづくりや連携によるまちづくりが促進されるよう、まちづくりを進める手順や手法を充実させるため、プラン編を創設する考えでおります。

17ページをご覧ください。こちらは現在検討中の都市ビジョンの改定案となります。現行計画の将来都市像に対し、全体像としての都市のビジョンと場のビジョンへの再編を考えております。

都市のビジョンは、これまで培ってきた都市構造をベースに、都市の充実・更新を進めるため、持続可能な藤沢のまちづくりを進化させることを念頭に、現行計画の将来都市像を将来社会潮流の変化を踏まえ、検討を進めます。

また、場のビジョンは、都市空間や仕組みの重なりが作り出す舞台の上で、ひとが行う様々な活動のワンシーンと定義いたしまして、特に象徴的と捉える場を設定し、そこで展開される活動の様子やその場が持つ空間イメージを示すことで、都市のビジョンへとつなげることを想定しているところでございます。

18ページをご覧ください。こちらは現在検討中の将来都市構造の改定案となります。現行計画で示された5つの要素に対し、持続可能な藤沢のまちづくりを進化させることを意識した上で、都市の充実・更新を目指し、また、都市をより使ってもらう方向へシフトすることを目指します。そのため、改めてこれまでに築いてきた都市の形を基本とし、こ

の中で各要素が持つ役割や機能について、社会潮流などを踏まえつつ、整理を行うことといたします。

19ページをご覧ください。主にプラン編では、現行計画で定めている都市づくりの基本方針について再考し、改定計画の都市づくりの基本方針として設定したいと考えているところでございます。

図の左枠をご覧ください。現行計画の都市づくりの基本方針は、左に示す13地区別まちづくりなど6方針を掲げております。この各方針について各種協議会などの意見、市民意見なども踏まえ、改定のポイント1でお示しいたしました、まちの基盤を磨き続ける視点で検討を進めました。

中央の図枠をご覧ください。例えば、様々な単位での地域のまちづくりの視点や、住工混在などのあり方の視点、新たな価値が創出されるような視点や農地のあり方の視点、また、グリーンインフラで目指す自然との共生の視点、レジリエンスを強める視点や日常的なまちづくりが防災体制の強化にもつながる視点、居心地がよく歩きたくなるような視点や都市空間を利活用してもらう視点、様々な新技術や仕組みを柔軟に取り入れる視点などでございます。

右の図枠をご覧ください。これらを踏まえまして、改定計画では、図に示す新たな都市づくりの基本方針を設定していきたいと考えております。

まず、1つ目として、様々な空間でのよりきめ細やかで住みよいまちづくりの方針として、「住みよさを育む都市づくり」、次に、既存活力を維持・活性化し、新たな価値・活力を創出する方針といたしまして、「活力を創造する都市づくり」、続いて、脱炭素社会への転換や気候変動への適応策を推進し、緑や自然と調和していく方針として、「自然と融合する都市づくり」、次に、日常的なまちづくりが防災体制の強化にもつながる方針として、「強さとしなやかさを持つ都市づくり」、続いて、地域資源を最大限生かして質を高め美しい都市や場を創出する方針といたしまして、「美しさに満ちた都市づくり」、6つ目といたしまして、広域的な役割を担い最先端の仕組みや新技術を取り込む方針として、「連携と挑戦の都市づくり」、以上が新たな都市づくりの基本方針の主な内容となります。

加えて、改定のポイント2のうまきまちを活用してもらう視点、ポイント3の様々な活動とつながる・とりこむ視点を反映し、ひとつつながるまちづくりを新たに追加し、この方針が6つの方針にも横断的に作用することを目指すものでございます。

ひとつとつながるまちづくりの方針では、都市を舞台とする活動を通じて、ひとつとまちがつながること、まちづくりをひと中心に進めること、多様な主体や分野とまちをつなぐこと、次世代を担う新たな担い手や子どもへのまちづくりを継承することを方針に盛り込むことを検討しております。

横断的な作用のイメージを右の図のように表現しております。

新たな都市づくりの基本方針とプラスアルファの都市づくりの基本方針の名称につきましては、今後の改定の検討状況の中で、必要に応じてふさわしい名称を設定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

20ページをご覧ください。最後に、スケジュールについてご報告いたします。

21ページをご覧ください。本計画の改定に向けた今後のスケジュールといたしまして、都市計画審議会は、今回、全体構成や骨格となる部分の検討状況をご報告したところになります。本審議会では本市の都市計画に携わっていただいた委員の皆様に、これまでの藤沢市で行ってきた都市計画の観点から、本日は特に構成や基本方針についてご意見をいただきたいと考えております。

なお、本計画の改定の時期につきましては、パブリックコメント、都市計画審議会への報告を経て、年度内の改定を予定しており、本審議会では、あと2回ほど都市マスタープランについてご意見をいただく機会を設けております。次回は本日いただいた意見と議会への報告や策定協議会の開催、多様な主体への情報発信や意見の収集を踏まえて、本計画のたたき台を作成し、その内容のご報告をさせていただきたいと考えております。

また、23ページ以降は、参考資料として、市民意見の把握と整理を行った際の内容をまとめたものでございますので、お時間のある時にご確認いただけたらと考えております。

以上でご説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

高見沢会長

ありがとうございました。それでは、説明が終わりましたので、今後の審議にあたってと言いますか、今後、どういう都市マスタープランをつくっていったら良いか、ポイントについても説明がありましたが、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

塚本委員

今後の15年や20年先を見据えての将来像をプランに定めていくということですから、どれだけ20年先を予測するかということが大事

だと思います。様々な変化も激しいこの状況の中で、切り口としては、人口構造の変化、災害対応・レジリエンスの観点、技術の未来的進展と、この3点で考えていったとき、まず、人口構造の変化でいうと、少子高齢化が進む中で、高齢者の方が増えてくるということなので、高齢者に優しいコンパクトシティということですが、もう一步踏み込んで、ウォークアブルシティという観点で、海外に目を向けるとニューヨークなどではそういったまちづくりも進んでおり、高齢の方が歩いてのんびりと楽しめるまち、簡単に言うと、ベンチが多くて、暑い夏のための日よけがあって、トイレも身近にあるというような、ウォークアブルシティという観点について、今さらながらかもしれませんが、打ち出していくべきではないかと思います。

また、災害対策という観点からすると、大きな災害で記憶にあるのは阪神・淡路大震災、3.11の東日本大震災、2年前の能登半島地震ですが、これらから考えたときに、阪神・淡路大震災では、耐震性の脆弱性が露呈したわけです。そこで耐震補強というものがクローズアップされました。3.11の東日本大震災では、津波被害が大変大きなインパクトを与え、津波対策というものが強化されました。前回の改定においても、津波対策が大きなテーマとして反映されたと思います。そして、能登半島地震でクローズアップされるべきことは、液状化であったと思います。特に本市は、南部に液状化に対して脆弱な地域が多くあるという状況からして、都市マスタープランの災害対策という観点で、入れていくべきではないかと考えます。

そして、直近で皆様も記憶に新しいと思いますが、埼玉県八潮市の陥没事故、これは地中の下水管の老朽化によって起きた事故ですけれども、こういったインフラの老朽化に対して、しっかり計画に反映させていくべきではないかと思います。

それと、技術の未来的進展という観点からすると、どうしても都市計画というのは2次元の域を超えていないですが、現在、関西万博では空飛ぶクルマが実証運用されておりまして、ニューヨークではマンハッタンから空港まで実際に運用されているという状況からすると、いわゆる3Dの空間利用を見据えていく必要があるのではないかと思います。一例を挙げると、国土交通省がPLATEAUという形で広域的な取組を進めているので、本市もそこに参画していると思いますが、3次元での視点というものが必要ではないかと思います。

最後に、現在、地域構想が各13地区でつくられているかと思いますが。全体構想と地域構想が乖離しては駄目ですし、当然、地域構想は各

市民センターの郷土づくり推進会議の方でつくっていると思いますが、都市マスタープランの策定協議会のときに、その辺りの意見反映がきちんとされているのかが、大変重要だと思います。

以上、たくさん言ってしまいましたが、何かご意見があれば聞かせてください。

事務局

どうもありがとうございます。まず、人口構成の観点でお話いただいた、ウォークアブルの考え方でございますが、こちらについては、私もどうしても重要な点だと捉えております。道路というものが、通行するという機能だけではなく、歩くことで楽しむといった機能もあると捉え、今回、まちを使うという視点を入れさせていただいたところでございます。こういった点をより展開し、ウォークアブルなまちにつなげていければと考えているところでございます。

続きまして、レジリエンスの視点における液状化の観点でございますが、学識経験のある方々に液状化の対策について、事前的に何かできないのかという視点も踏まえながら、ご意見を賜った次第でございます。その結果、今の技術においてはかなりハードルも高いことでございます。そういった中で、この都市マスタープランに液状化という問題をどう表現していくかというのは、非常に重要な課題だと思っておりますので、この場で都市マスタープランに記載できるのか、どのような書き方ができるのかを明言できず申し訳ないのですが、重く受け止めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、未来の技術の進展でございますが、その中で、P L A T E A Uのお話を頂戴いたしました。今年度、都市計画のベースとなる基本図の修正と併せて、3D都市モデルの構築に向けた業務委託、取組を進めているところでございます。そこでデータのオープン化ができる段階でございますので、このデータをいかに皆様に使ってもらえるか、あるいは、その先の政策として利用できるかというのは、これから先の部分となりますが、P L A T E A Uについての取組を始めているということは、お伝えしたいところでございます。

加えて、インフラの陥没につきまして、各種インフラの分野別計画もあることから、これらと連携をしながら取組を進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

高見沢会長
事務局

13地区別の手続きをきちんとすることについては、いかがですか。

13地区別の取組につきましては、ご説明の中で申し上げましたとおり、郷土づくり推進会議などの意見を賜りながら、反映させていただいているという次第でございます。全てを反映させることは、難しいとこ

ろがございすけが、大まかなご意向に反することのないような仕立てにして参りたいと考えているところでございすので、よろしくお願いします。

高見沢会長
小川委員

ほかには、いかがでしょうか。

2点ありまして、1点は、都市マスタープランなので、多くの人たちが、こういう向きに行くんだということを理解できなくてはいけないと感じています。その点、19ページの改定計画における都市づくりの基本方針の中で、「強さとしなやかさを持つ都市づくり」とありますが、左側の現行計画では「災害に強く安全な都市づくり」だったものです。「強さとしなやかさを持つ」とは何でしょうか。ただの「レジリエンス」の和訳ではないですか。また、「チューニング」とは何でしょうか。オーケストラで楽器のチューニングをするような意味もあれば、車をチューンナップするような意味もあります。共通して認識できる言葉として日本語でしっかり書かないと、多くの人たちが理解することにはならないと思います。何となく、何とでもどのようにでも解釈できるというのは、責任を果たしていないことだと私は思います。

2点目として、13地区のそれぞれの地域のマスタープランのようなものを、地区のまちづくり会議で意見を聞いて進めるということでしたが、私は辻堂地区のまちづくり会議の議長をやっているとして、そのような基本的な将来のイメージをつくれるような能力はないと思います。もし、それで「意見を聞きました」とするなら、それは単なる行政のエクスキューズでしかないと思います。もう少し、地区の問題をディスカッションして解きほぐすような場をつくっていかないと。都市計画の人たちがもっと来て、もしくはいろんなセクションの人たちが来て「こういう問題がある」「こういう政策がある」というようなことをディスカッションする場がなければ、単に「まちづくり会議でご意見を聞きました」「これは反映されています」というだけであり、それを将来、各地区で頭に掲げる計画にはしたくないと、私は思います。

事務局

貴重なご意見をどうもありがとうございます。

まず、1つ目の「強さとしなやかさを持つ都市づくり」へのご指摘について、ご説明させていただきたいと思います。防災の観点について重きを置いた項目ではございますが、「強さ」という観点において、例えば、津波が来たときに、津波を完全に耐え得るまちにするというのが非常に難しいと受け止めており、スーパー堤防という都市に全く津波を寄せつけない、入れさせないというような、そういった強さというのには限界があろうかと考えております。必要な強さを持つのは当然のことです

が、強さだけでは都市づくりができないと捉えたところです。その中で、「しなやかさ」というのは、元に戻る強さとして、仮にはありますが、津波に限らず、地震などで被災した際、この元に戻る強さというものも都市としては必要でないかと考えております。このように、この2つを掲げたことの意図として、強さだけでは限界があるといったところで、つまりは「防災だけではなく減災も」という視点でございます。この両方の視点を持つことで、都市というものがより強くなっていくのではないかと考えた次第でございます。

また、「チューニング」の部分でございますが、ご指摘いただいたとおり、分かりにくい表現で申し訳ございません。イメージしているのが、最適化という意味を考えておりまして、何かしらの変化に対し、まちを最適な状態に合わせていくといったイメージをしているところでございます。

2つ目については、少しお待ちください。

高見沢会長
事務局

これに答えるのは、少し難しいかもしれません。

申し訳ありません。2つ目の13地区別の構想につきましては、これまでの改定の中でも、ご意見を伺いながら、また、つくったものについてお示ししながら、検討を進めてきているところですが、ご指摘のとおり、どこまで深掘りできているのかという点は、課題と考えております。そうした中で、この短期間で全てを決めてしまうというよりは、この都市マスタープランでは、より大きく地区を捉え、どういう方向で考えた方が良いかというところをお示した上で、今回、ひとつとつながるところを新たに加えておりますが、引き続き、市民の皆様も含めた様々な主体と連携してまちづくりをしていくということで、まさにディスカッションをすると、各地区で求めているものが違うとか、もしかすると取り組むべきことが少ない地区もあるかもしれません。その地区の状況に合わせて、行政だけに限らず、市民を含めたそれ以外の方々と連携しながらまちづくりを進めていくということをお示ししているところであり、この都市マスタープランができた先にどう進めるかということも、この次に向けて取り組んでいきたいと考えております。まだ、書き切れていないところはありますが、そういった視点も持っているということで、ご承知いただければと思います。

小川委員

ありがとうございます。1点目については、「強さとしなやかさ」の意味を聞いたわけではなく、そういうことを分かりやすく表題にして、災害に強いだけでなく、減災にも重きを置くという具合を、分かる日本語を使えばいいのではということをお願いしています。何もレジリエンス

の訳を聞きたいわけではないのです。

もう一つ、まちづくり会議のような場があって、市長から辞令をもらって取り組んでいる人たちが、お祭りだけをやればいいのか、イベントだけやればいいのかと、強く思います。各市民センターには、地域の担当として何人も人を配置している訳ですから、お祭りの手伝いやっていることだけに給料を出すのはもったいないので、そういうところに話を下ろして、地域の問題を共にディスカッションするような場としてはどうかと思います。もう、昔のように事業費を渡すのはやめたのだから、知恵をもっと上手く吸い上げる手法をやらない限りは、住民の反応というのは、こっちから持って行って「うん」と言わせればそれでいい、みたいなものになってしまうと思います。これについては、ぜひ考えていただきたいと思います。

高見沢会長

都市マスタープランの範囲を超える話かもしれませんが、何かありますか。

事務局

まさに、ご指摘いただいたことは今後につながる話で、ありがたいと思って伺っておりまして、これからは行政だけで全てを進めていくまちづくりの時代ではないと考えている中で、様々なディスカッションから効果的なことは何かを突き詰めながら、やるべきことをやっていかなければいけないとも捉えておりますので、そういった取り組みができるよう、まずは都市マスタープランをつくって、そこに繋げていきたいと思っております。

高見沢会長

今のご意見は、答えにあったよりも、むしろ行政職員をしっかりと活用してほしいという方向だったかと思います。そういう意識で、今後、そういった議論の場があれば、受け止めてほしいということかと思います。

事務局

承知いたしました。

高見沢会長

ここまでご審議をいただけてきましたが、会議時間が迫っていますので、ご意見は簡潔にお願いいたします。お答えのほうも、コンパクトにお願いします。いかがでしょうか。

中西委員

中西です。あらかじめ申し上げますが、私のコメントですので、特に回答は結構です。

私としては、プラン間の関係といたしますか、体系のようなものが気になっております。先ほど審議した県の整備、開発及び保全の方針は上位計画なので、大概はこれに反することはないと思いますが、そちらに書いてあることと、この都市マスタープランの中に書いてあることが、どう対応しているのかということを常に確認しながら進めていただくべ

きだと思います。どうしてもこういう議論をしていると、都市マスタープランしか見ないで話をしてしまい、既にかかれている他のプランがあるとか、あるいは補助できるものがあるにも関わらず、都市マスタープランで全て書かなくてはいけないというような議論になりがちだと思います。当たり前ですが、まずは、整備、開発及び保全の方針と整合性を取るだけでなく、うまく利用するということが必要だと思います。

もう1点は、少し先取りのですが、住宅マスタープランの見直しとの連動についてです。こちらではまだ情報提供がありませんが、住宅マスタープランの見直しが始まるということで、私も委員を拝命する予定であるためここで発言していますが、少なくとも現行では住宅マスタープランが都市マスタープランの分野別計画という位置づけであり、恐らく見直し後もその位置づけは大きく変わらないとすると、ここで議論されている都市マスタープランの大きな方向性というものを前提に、住宅マスタープランを考えるというスタンスでないといけないと思います。したがって、住宅マスタープランの議論の中で、今回の資料のようなものをご提供いただくべきだと思いますし、具体的には、作業の進め方として、住宅マスタープランの方でも役に立ちそうな、必要なことを既に都市マスタープランの改定に向けて調査されていて、関係団体にも話を聞かれているので、それを共有していただいて議論した方が効率も良いですし、整合性も取れると思います。そういった委員会間の情報共有をしていただきたいと思います。また、ビジョン編をしっかりとつくるという話は、個人的に興味深く感じています。都市マスタープランが事業計画的なものから、大分、抽象度の高いものになってきて、今回の案もソフトな感じになってきたと思って見ていました。それも時代かと思っ
てはいますが、ビジョンをつくったのであれば、完全に共有は難しいまでも、それこそチューニングをして、住宅マスタープランの方でも使うということ、加えて、都市マスタープランできちんと言及するという形をとらないと、分野別計画にならないと思いますので、内容が共有できるところを共有する、そういう議論ができるような体制を取る、ということのリクエストしたいと思います。ご考慮ください。

高見沢会長

よろしくお願いします。そのほかはいかがでしょうか。何か、今の段階で言っておくべきことがあれば、お願いします。

熱田委員

市民の熱田です。「強さとしなやかさを持つ都市づくり」のところで、事前復興まちづくりが挙げられているかと思いますが、これは先ほどの整備、開発及び保全の方針の変更の議題で、災害復興に向けた事前取組の推進について、沿岸の地籍調査を実施などとありましたので、その辺り

の情報を基につくるという理解かと思っています。そうすると、この都市マスタープランができるときには、調査が終わっているということでもよろしいのでしょうか。並行して進めるというようなことだと、調査がある程度進んだとき、この都市マスタープランが変わってくるというようなことにならないのかとも思いました。

事務局

ご意見いただきありがとうございます。まず、こちらの事前復興まちづくりというのは、津波で被災した際に、こういった形で復興していくかということを捉えたものでございまして、都市マスタープランが改定したことで、事前復興まちづくりというものが完結するというものではございません。これからその取組に向けて、皆様、特に地域の方々のご意向をいただきながら、復興まちづくりというものを考えていきたいというところでございます。

先ほど、「津波で被災した際」と申しましたが、津波に限定するのではなく、地震等の被災も含めたものでございます。いずれにしましても、都市マスタープランが改定したことで終わるものではありませんので、引き続き、いろいろなご協力を賜りたいというところでございます。よろしく願いいたします。

高見沢会長

ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。この場で発言ができなかったという方は、先ほどスケジュールの提示もありましたので、それをご覧になって、特に今の段階で伝えたいということがありましたら、直接でいいと思いますので、事務局の方にお伝えいただければと思います。また、今日の整備、開発及び保全の方針の議論の中でも、まだ具体的に書けないとか、若干の課題だとか、そういった議論がございました。それについても、事務局の方で今一度、取りこぼしがないかということをご確認いただければと思います。

それでは、報告事項を終わりたいと思います。ありがとうございます。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

高見沢会長

次第の5、その他でございますが、本年6月30日で現在の都市計画審議会委員の任期が満了となり、特に市民委員については、現在、新たに公募の申込み受付が行われているようで、原則は全員の改選が行われるということです。そこで、これまで2年間、審議に参加していただきました市民委員の皆様から、一言ご挨拶をいただければと思います。

熱田委員、お願いします。

熱田委員

市民委員の熱田です。何をする審議会なのか、ということがずっとあり、意見を言うときにはもうプランが固まってしまっているような部分

があって、それを考えるのは別なところですが、みたいなお話もあり、どう意見を言ったら良いのかと思ったこともありました。より広い視野で物が見られるようになったのかなと思いますので、こういう機会をいただいて大変良かったと思っております。ありがとうございました。

高見沢会長

審議会委員名簿の上から順番にご挨拶いただいておりますので、次は荒委員、お願いします。

荒井委員

市民委員の荒井です。2年間、どうもありがとうございました。

私はこの会議に出席しまして、どの会議のでも必ず話が出てきたのが、防災でした。能登の件もありましたし、そういう意味では、そこに皆様の関心が強いのかなと感じました。しかし、こういった防災は、なかなか市の行政区域だけで処理、対応ができるものではなく、広域的に対処していかなければいけない問題だと思います。

そういう意味で、先ほどのコンパクトなまちづくりと広域の観点というところについて、私なりに考えていたことを申し上げさせていただくと、先ほどウォークアブルというお話も出ましたけれども、一般的、日常的な市民生活というのは非常にコンパクトに、そういうまちづくりが目指すところではないかと思っています。しかし、防災や、復旧、復元ということになると、広域的に対応していかないとできないだろうと思います。その拠点になるべきなのが藤沢だと考えていまして、藤沢というのは2つの役割を期待されている市ではないかと思っております。これからは藤沢の都市計画というのがより良い方向に進んでいくと良いと思っています。ありがとうございました。

高見沢会長

小川委員、お願いします。

小川委員

小川でございます。どうも2年間ありがとうございました。

私はもともと都市防災計画をつくるコンサルでして、古いですが、建設省や国交省、東京都や神奈川県、静岡県でそういう計画をつくってきました。避難地、避難路の計画などをやってきたのですが、計画というのは勝手につくれば良くて、それが具体的にどういう計画から本当の道路や公園になってくるかというところには、それは行政の方でやることだということで、参加したことがありませんでした。ほとんどリタイアしてから、辻堂地区でそういった地域の防災に参加して、道路が狭いとか、JRをどうやって越えるんだとか、そういうお話がありました。今度は、海から逃げるのに風致地区だから何も建てられないんだとか、具体的な話が出てくる、そういう都市計画などでディスカッションするような場に初めて参加させていただいて、大変嬉しく思って、多くを得ることができました。これをまた地域の方に持って戻って、実現性

のある提案をしながら考えていきたいと思っています。どうもありがとうございました。

高見沢会長

笛木委員、お願いします。

笛木委員

市民委員の笛木と申します。あつという間の2年間だったと感じておりまして、誠にありがとうございました。

私自身、普段は会社員をしておりまして、こういった専門家の皆様のお話を聞く機会というのは非常に貴重な機会で、藤沢市の都市計画などに関して、様々な勉強をさせていただいたと感じております。こういった都市計画などについては、本や教科書はいろいろと読んで、知ってはいたのですが、実際にはこういった議論や審議がなされているんだということが、印象に残っているところでございます。市民一人一人がいろいろなことを市に働きかけていけるということも分かってきましたので、これからも一市民として何か関わることができればいいと思っております。2年間、大変お世話になりました。ありがとうございました。

高見沢会長

宮原委員、お願いします。

宮原（健）委員

市民委員の宮原です。個人的見解も含めて2つございます。1つは、行政が仕事をする上で、当然のことなのかもしれませんが、法律などに基づいて手続きをこなしていて、この審議会で知ったのは、市だけではなく、県、国、隣接自治体との調整部分について、私が想像した以上の大変さがあるのだと理解しまして、「なぜこんなに細かいことを」とも思いましたが、やはり財産や将来に関わるようなことは一つ一つ丁寧にしないといけないということで、大変なお仕事の一端を知ることができ、非常に幸せだったと思います。

それから、私は新聞記者だったもので、大分前ですけれども、地方の審議会を取材したことが何回もあります。また、その延長で、藤沢市の他の審議会の様子を見聞したこともあります。部長を褒めるわけではないのですが、冒頭の挨拶や、第1回では市長の代行として任命の手続きをして、以降は出てこない、あるいは出てきてもほとんど発言がないという人がいる審議会を多々見た中で、毎回部長が出席なさって、毎回のように部長が自ら対応をするというのは、素晴らしいと感じました。同席している職員の方々がどう思っているかは分かりませんが、藤沢市の行政にもこういう方がいるということが、部長が特例かどうかは存じ上げませんけれども、私には小さな喜びでありました。ありがとうございました。

高見沢会長

これで5名の皆様にご挨拶をいただきましたが、私の方からもお礼を申し上げます。非常に活発にご審議に加わっていただきまして、感謝し

ております。単なる地域代表というのではなく、それぞれご専門がおありで、あるいは、ご専門でなくても独自の観点・ご意見をいただけて、非常にいい2年間だったというように思います。どうもありがとうございました。

それでは、そのほかに委員の皆様から何か意見や要望などはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

無いようですので、事務局にお返しします。ご協力ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

会長からもお話しいただいたように、この間に委員の改選を予定しておりますが、次回、第192回藤沢市都市計画審議会の開催につきましては、令和7年8月26日火曜日午前10時から、こちらの藤沢市役所本庁舎の5-1会議室で開催を予定しております。よろしく願いいたします。

それでは、閉会に当たりまして、計画建築部長からご挨拶申し上げます。

三上部長

本日も大変長時間にわたりまして、ご審議をいただきありがとうございます。また、市民委員の皆様からは、お言葉もいただきましたけれども、2年間どうもありがとうございました。事務局を代表いたしまして、私の方からお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。また、今後も本審議会から様々なご意見をいただきまして、都市づくりの中でしっかり生かしていきたいと考えてございますので、皆様も藤沢市の今後というところを温かく見守っていただければと思っております。

それでは、第191回藤沢市都市計画審議会を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

午前11時59分 閉会